ワイヤレスネットワーク委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、委員会の設置及び運用に関する規程第3条及び別に定めるところに基づき、 ワイヤレスネットワーク委員会(略称: WNC、以下略称を用いる。)の設置及び運用について 定めることを目的とする。

(任務)

第2条 WNCは、レピータ局の開設、変更及び廃止その他その運用に関する重要事項に関し、理事会及び会長の諮問事項を検討するとともに、必要によりレピータ局に関し実地に調査することを任務とする。

(規程の準用)

第3条 WNC の組織及び運用については、この規程に定めるもののほか、委員会の設置及び運用 に関する規程を準用する。

(委員の人選)

第4条 WNCの委員には、最小限地方本部区域ごとに各1人を選任しておくものとする。

(分科会)

- 第5条 WNCには、専門分科会を置くことができる。
- 2 専門分科会は、委員長の指揮を受け、専門的事項について検討するものとする。
- 3 前項の専門分科会の長は、委員のうちから委員長が選任するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、専門分科会を招集することができる。
- 附則 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号) 第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。